



後期高齢者医療制度に係る医療費通知(医療費のお知らせ)について

重複受診の抑制など、医療保険の健全な運営を図り、健康に対する理解を深めていただくために、受診した医療機関や通院(入院)日数、医療費総額や自己負担相当額などを記載した医療費通知を年1回発行しています。

【確定申告時に利用される際の注意点】

医療費控除に必要な内容がすべて記載されているわけではありません。(本来の目的とは異なるため)そのため、医療費通知(令和7年1月末発行予定)とあわせて従来通り領収書を保管していただく必要があります。

令和5年分の確定申告での控除対象	← 令和6年分の確定申告での控除対象 (令和7年2~3月の確定申告での申告対象) →	
令和5年11、12月診療分	令和6年1月~10月診療分	令和6年11、12月診療分
医療費通知に記載 (令和7年1月末頃発送予定)		領収書 (随時発行されたもの)
前年申告分のため計算から除外	<u>※医療費通知に記載のない控除対象支出分は、領収書が必要です。</u>	<u>※医療費通知に記載が間に合わないため領収書が必要です。</u>

※保険対象外診療分の医療費負担などは通知に記載されません。申告時には領収書が必要です。

※算出方法が異なるため、通知と領収書の自己負担額に若干の相違がある場合があります。

※医療費控除の申告に関することは、所轄の税務署にお問い合わせください。

※医療費控除で使用した医療費通知や領収書などは、確定申告期限から5年間保存する必要があります。

【問】香川県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎(087)811-1866

高齢者の海への転落事故が多発しています

海中転落者の66%が60歳以上の方であり、そのうち62%が死亡・行方不明となっています。

海へ近づく際は、

- ・ 単独での行動は避け、複数人で行動するようにしましょう
- ・ 海中転落した場合に備えて救命胴衣を着用しましょう
- ・ 転落時の救助要請に備えて連絡手段(携帯電話)を確保しましょう
- ・ 体調の異変を感じたら、無理はしないようにしましょう

また、日頃から気象情報を入手し、台風など荒天時には海や川に近づかないようにして下さい。



海のもしものは、**118番!**

【問】高松海上保安部 ☎(087)821-7008

あんしん通報サービス事業について

一人暮らし等の高齢者の方が、安心して在宅で生活できるように、体調不良時などに受信センター局を通じて緊急連絡ができる緊急通報装置の設置を行っています。



【対象となる方】

65歳以上の高齢者のうち、一人暮らしや介護者が不在となる機会が多い方

【緊急通報装置】(どちらかを選択)

- ・ 固定型装置(固定電話回線を利用した装置)
 - ・ 携帯型装置(利用者が所有する携帯電話を使用)
- ※固定電話や携帯電話を持っていない方は、携帯型装置を貸与するサービスがありますので、ご相談ください。

【サービス内容】

ボタンを押すと、緊急連絡先への連絡や救急要請を行います。月に1回程度、安否確認の電話連絡をします。

【利用料】

装置設置費や利用料金がかかります。世帯の課税状況に応じて、負担金額が決まります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問・申】長寿介護課 ☎(0879)26-9904